

議案第 5 8 号

山都町個人情報保護条例及び山都町情報公開条例の一部改正について

山都町個人情報保護条例及び山都町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 9 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例及び情報公開条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町個人情報保護条例及び山都町情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町個人情報保護条例及び山都町情報公開条例の一部を改正する条例
(山都町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 山都町個人情報保護条例（平成17年山都町条例第149号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 個人情報の開示等（第15条—第31条）」を「／第2節 開示（第15条—第27条）／第3節 訂正（第28条—第30条の2）／第4節 利用停止（第30条の3—第30条の5）／第5節 是正（第31条）／」に、「第3章 審査請求（第32条—第40条）」を「第3章 審査請求（第32条—第34条）」に、「第41条—第46条」を「第35条—第39条」に、「第47条—第51条」を「第40条—第43条」に改める。

第1条中「実施機関」の前に「町の」を加え、「開示及び訂正等を求める」を「開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する」に、「及び町民に信頼される公正な町政の推進」を「を図り、もって公正で信頼される町政の推進に資すること」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によっては認識することができない方式をいう。第5号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第2条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第10号とし、第9号を削り、同条第10号の前に次の3号を加える。

(7) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見

その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第30条の2において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第3条の見出しを「(実施機関等の責務)」に改め、同条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第6条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第6条第4項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「これ」を「その内容」に改める。

第7条第1項中「あらかじめ当該個人情報に係る」を削り、同条第2項ただし書中「次の」の前に「個人情報の収集が」を加え、同項第4号中「人」を「個人」に改め、同項第6号を同項第9号とし、同項第5号中「本人から」の前に「争訟、選考、指導、相談等の事務で」を加え、「個人情報取扱事務の」を「その」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号の次に次の3号を加える。

(5) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(6) 所在不明、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集できない場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 実施機関以外の町の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合において、事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第7条第3項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同

項ただし書中「、又は山都町個人情報保護審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき」を「及び個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が必要かつ欠くことのできないとき」に改め、同項各号を削る。

第8条第1項中「（以下「目的外利用」という。）」及び「（以下「外部提供」という。）」を削り、同項第2号中「あるとき」の次に「、又は本人に提供するとき」を加え、同項第3号中「公に」の前に「個人情報が」を加え、同項第4号中「人」を「個人」に改め、同項第5号を次のように改める。

（5） 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第8条第1項第6号中「山都町個人情報保護審査会の意見を聴いて、」を削り、「公益上必要がある」を「公益上の必要その他相当の理由がある」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

（6） 実施機関が当該実施機関の所管する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。

（7） 他の実施機関、国又は他の地方公共団体に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受けるものが、その所管する事務に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。

第8条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「外部提供したときは」の次に「、同項第1号、第2号及び第3号に該当する場合を除き」を加える。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条 削除

（オンライン結合による提供）

第12条 実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いて実施機関が管理

する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、実施機関の保有する個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関以外以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときに限り、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。

第13条第3項ただし書中「歴史的」を「歴史的、文化的若しくは学術的」に改め、「又は山都町個人情報保護審査会が保存の必要があると認めるもの」を削る。

第2章中「第2節 個人情報の開示等」を「第2節 開示」に改める。

第15条を次のように改める。

（開示請求権）

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

- 2 次の各号に掲げる個人情報について、当該各号に定める者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（1） 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

（2） 自己に係る特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

第16条第1項第1号中「氏名」の前に「開示請求をしようとする者の」を加える。

第17条の見出し中「公文書の」を削り、同条第2号を次のように改める。

（2） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に

関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第18条に次の1項を加える。

- 2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第 23 条中「そのすべて」を「その全て」に改める。

第 24 条第 2 項第 1 号中「第 17 条第 3 号ただし書」を「第 17 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書」に改め、同条第 3 項中「（以下「反対意見書」という。）」を「（第 33 条において「反対意見書」という。）」に改める。

第 25 条第 3 項を次のように改める。

- 3 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第 27 条の次に次の節名を付する。

第 3 節 訂正

第 28 条の見出しを「（訂正請求）」に改め、同条第 1 項中「訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の」を「訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を」に、「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「）をすることができる。」を「）することができる。」に改め、同項ただし書中「当該個人情報の訂正等」を「当該個人情報の訂正」に、「定めてられている」を「定められている」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

第 28 条に次の 1 項を加える。

- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

第 29 条の見出しを「（訂正請求の手続）」に改め、同条第 1 項中「訂正等の請求をしようとする者は、」を「訂正請求をしようとする者（以下「訂正請求者」という。）は、」に改め、「請求書」の次に「（以下「訂正請求

書」という。) 」を加え、同項第 1 号中「訂正等の請求をしようとする者」を「訂正請求者」に改め、同項第 2 号中「訂正等の請求に係る」を削り、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 訂正を求める内容

第 29 条第 2 項中「訂正等の請求をしようとする者」を「訂正請求者」に改め、同条第 3 項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に改める。

第 30 条を次のように改める。

(訂正請求に対する決定等)

第 30 条 実施機関は、前条第 1 項に規定する訂正請求書の提出があったときは、遅滞なく、訂正請求に係る個人情報の内容について、保有事務の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該訂正請求書を受理した日から 30 日以内に、訂正又は不訂正の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第 30 条の次に次の 1 条並びに 1 節及び節名を加える。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第 30 条の 2 実施機関は、訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 利用停止

(利用停止請求)

第30条の3 何人も、実施機関に対し、開示を受けた自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して収集されているとき、又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 何人も、実施機関に対し、開示を受けた自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

3 第15条の規定は、前2項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

4 利用停止請求は、個人情報（情報提供等記録を除く。次条及び第30条

の5において同じ。)の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第30条の4 利用停止請求をしようとする者(以下「利用停止請求者」という。)は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求をしようとする個人情報を持定するに足りる事項
- (3) 利用停止を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第30条の5 実施機関は、利用停止請求書の提出があつたときは、遅滞なく、利用停止請求に係る個人情報の内容について、保有事務の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該利用停止請求書を受理した日から30日以内に、利用停止又は不利用停止の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第5節 是正

第33条第1項中「訂正等の決定」の次に「、利用停止決定等」を加え、「若しくは」を削り、「訂正等の請求」を「、訂正等の請求若しくは利用停止請求」に、「山都町個人情報保護審査会に」を「上益城情報公開及び個人情報保護審査会に当該審査請求に対する裁決について」に改め、同項に次の

1号を加える。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

第33条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第42条第1項に規定する審理員意見書及び同法第41条第3項に規定する事件記録を添えてしなければならない。

第33条第4項中「もの」を「者」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 開示請求者、訂正等請求者及び利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第35条から第40条までを削り、第4章中第41条を第35条とし、第42条を第36条とする。

第43条第1項中「、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「又は」を削り、「訂正等」を「、訂正等又は利用停止」に改め、同条を第37条とする。

第44条を削り、第45条を第38条とし、第46条から第49条までを7条ずつ繰り上げる。

第50条を削り、第51条を第43条とする。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削る。

(山都町情報公開条例の一部改正)

第2条 山都町情報公開条例（平成17年山都町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「その他の記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町個人情報保護条例(平成17年山都町条例第149号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）
目次 第1章 総則(第1条―第5条) 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い(第6条―第14条) 第2節 <u>個人情報の開示等(第15条―第31条)</u> 第3章 審査請求(第32条―<u>第40条</u>) 第4章 雑則(<u>第41条―第46条</u>) 第5章 罰則(<u>第47条―第51条</u>) 附則 (目的) 第1条 この条例は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、<u>実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める</u> <u>権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される公正な町政の推進</u> <u>を目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	目次 第1章 総則(第1条―第5条) 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い(第6条―第14条) 第2節 <u>開示(第15条―第27条)</u> 第3節 <u>訂正(第28条―第30条の2)</u> 第4節 <u>利用停止(第30条の3―第30条の5)</u> 第5節 <u>是正(第31条)</u> 第3章 審査請求(第32条―<u>第34条</u>) 第4章 雑則(<u>第35条―第39条</u>) 第5章 罰則(<u>第40条―第43条</u>) 附則 (目的) 第1条 この条例は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、<u>町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される町政の推進に資することを目的とする。</u> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に

定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(2)・(3) (略)

(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報という。

(5) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。

(6) (略)

定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。第5号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2)・(3) (略)

(4) (略)

(5) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の

(7) (略)

(8) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、決裁又は供覧その他これに準ずる手続を終了し、当該実施機関が保有しているものをいう。

(9) 個人情報の開示 実施機関が、この条例の規定により、個人情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は個人情報の写しを交付することをいう。

個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(6) (略)

(7) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第30条の2において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(10) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録_____であって、決裁又は供覧その他これに準ずる手続を終了し、当該実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条_____において同じ。)の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。また、届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

2・3 (略)

4 町長は、第1項_____の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供さなければならない。

5 (略)

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。)の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。また、届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) (略)

(8) (略)

2・3 (略)

4 町長は、第1項及び第2項の規定による届出を受けたときは、その内容を一般の閲覧に供さなければならない。

5 (略)

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、_____個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、 次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にすると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) (略)

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は山都町個人情報保護審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び信教に関する個人情報

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集できない場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 実施機関以外の町の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合において、事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集することにより、その 目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にすると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) (略)

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき及び個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が必要かつ欠くことのできないとき
は、この限りでない。

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 本人の同意があるとき_____。

(3) 出版、報道等により_____公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 目的外利用又は外部提供する場合で、当該目的外利用又は外部提供が所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が山都町個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要がある_____と認める

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用_____し、又は当該実施機関以外のものに提供_____してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により個人情報が公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 実施機関が当該実施機関の所管する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。

(7) 他の実施機関、国又は他の地方公共団体に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受けるものが、その所管する事務に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が_____公益上の必要その他相当の理由があると認める

とき。

2 実施機関は、外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を目的外利用又は外部提供したときは_____、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(特定個人情報保護評価)

第11条 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合において、同項の規定により、山都町個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

(電子計算組織の結合による提供の制限)

第12条 実施機関は、実施機関以外のものに対して、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が山都町個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害することがないと認めるとき。

とき。

2 実施機関は、外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を目的外利用又は外部提供したときは、同項第1号、第2号及び第3号に該当する場合を除き、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

第11条 削除

(オンライン結合による提供)

第12条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、実施機関の保有する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を実施機関以外以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときに限り、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。

(適正な維持管理)

第13条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、速やかに、廃棄又は消去しなければならない。ただし、重要な記録又は歴史的 な資料として保存する必要があるもの又は山都町個人情報保護審査会が保存の必要があると認めるものについては、この限りでない。

第2節 個人情報の開示等

(開示請求)

第15条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第34条までにおいて同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 次の各号に掲げる者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

(開示請求の手続)

第16条 前条の規定による開示請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を開示請求に係る個人情報を保有している実施機関に提出してしなければならない。

(適正な維持管理)

第13条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、速やかに、廃棄又は消去しなければならない。ただし、重要な記録又は歴史的、文化的若しくは学術的な資料として保存する必要があるもの については、この限りでない。

第2節 開示

(開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

2 次の各号に掲げる個人情報について、当該各号に定める者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(1) 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

(開示請求の手続)

第16条 前条の規定による開示請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を開示請求に係る個人情報を保有している実施機関に提出してしなければならない。

(1) _____氏名及び住所

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(公文書の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報
が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに
該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しな
ければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報が含まれる個人情報であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するもの

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(_____開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報
が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに
該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しな
ければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは
個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除

(3)～(8) (略)

(部分開示)

第18条 (略)

(開示決定等の期限の特例)

第23条 開示請求に係る個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内(特定個人情報に係る開示請求にあつては、60日以内)にそのすべてについて開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、本条を適用する旨

く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(8) (略)

(部分開示)

第18条 (略)

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示決定等の期限の特例)

第23条 開示請求に係る個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内(特定個人情報に係る開示請求にあつては、60日以内)にその全てについて開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、本条を適用する旨

及びその理由並びに残りの個人情報について開示決定等をする期限を
書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第24条 (略)

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定等に先
立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施
機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与
えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、
この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとす
る場合であって、当該情報が第17条第3号ただし書
に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) (略)

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第
三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した
場合において、当該個人情報を開示するときは、開示の決定の日と開
示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。
この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該意見書(以
下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示
の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通
知しなければならない。

(開示の実施)

第25条 (略)

2 (略)

及びその理由並びに残りの個人情報について開示決定等をする期限を
書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第24条 (略)

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定等に先
立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施
機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与
えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、
この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとす
る場合であって、当該情報が第17条第2号イ又は同条第3号ただし書
に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) (略)

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第
三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した
場合において、当該個人情報を開示するときは、開示の決定の日と開
示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。
この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該意見書(第
33条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示
の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通
知しなければならない。

(開示の実施)

第25条 (略)

2 (略)

3 個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る個人情報の開示をすることにより、当該個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、第18条の規定により個人情報の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、文書、図画又は写真についてはその複写したものの閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはこれらに準ずる方法として実施機関が定める方法により行うことができる。

4 (略)

(訂正等の請求)

第28条 何人も、実施機関に対し、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の請求(以下「訂正等の請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正等に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 第15条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続)

第29条 訂正等の請求をしようとする者は、

3 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 (略)

第3節 訂正

(訂正請求)

第28条 何人も、実施機関に対し、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を_____請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正 に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められている ときは、この限りでない。

2 法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第29条 訂正請求をしようとする者(以下「訂正請求者」という。)は、実

実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書_____を提出しなければならない。

- (1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出又は提示しなければならない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定)

第30条 実施機関は、訂正等の請求があった日から起算して30日以内に訂正等の請求に係る個人情報を訂正等するかどうかの決定(以下「訂正等の決定」という。)をしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定する期間内に訂正等の決定を行うことができないときは、訂正等の請求があった日から起算して60日を限度として、当該理由の困難の程度に応じ同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正等の請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求者_____の氏名及び住所
- (2) _____個人情報

(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出又は提示しなければならない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正請求_____について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第30条 実施機関は、前条第1項に規定する訂正請求書の提出があったときは、遅滞なく、訂正請求に係る個人情報の内容について、保有事務の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該訂正請求書を受理した日から30日以内に、訂正又は不訂正の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第30条の2 実施機関は、訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 利用停止

(利用停止請求)

第30条の3 何人も、実施機関に対し、開示を受けた自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。))について、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して収集されているとき、又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 何人も、実施機関に対し、開示を受けた自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。))について、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条の規定に違反して利用されているとき、番号法

第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

3 第15条の規定は、前2項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

4 利用停止請求は、個人情報(情報提供等記録を除く。次条及び第30条の5において同じ。)の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第30条の4 利用停止請求をしようとする者(以下「利用停止請求者」という。)は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 利用停止請求者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。
(利用停止請求に対する決定等)

第30条の5 実施機関は、利用停止請求書の提出があったときは、遅滞なく、利用停止請求に係る個人情報の内容について、保有事務の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該利用停止請求書を受理

(審査請求)

第33条 開示決定等、訂正等の決定_____又は開示請求若しくは訂正等の請求_____に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、山都町個人情報保護審査会に_____諮問しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 (略)

した日から30日以内に、利用停止又は不利用停止の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第5節 是正

(審査請求)

第33条 開示決定等、訂正等の決定、利用停止決定等又は開示請求_____、訂正等の請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、上益城情報公開及び個人情報保護審査会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第42条第1項に規定する審理員意見書及び同法第41条第3項に規定する事件記録を添えてしなければならない。

3 (略)

4 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人であるときを除く。)

(3) (略)

(山都町個人情報保護審査会)

第35条 第11条の規定により意見を述べ、又は第33条第1項に規定する諮問に応じ審査請求について審議するため、山都町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する審議のほか、実施機関の諮問に応じ町の個人情報保護制度に関する重要な事項について審議し、実施機関に答申するものとする。

3 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

4 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が必要があると認めたときは、この限りでない。

5 委員は、個人情報の保護に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者、訂正等請求者及び利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) (略)

(審査会の調査権限)

第36条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正等の決定に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正等の決定に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第37条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に対し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第38条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出するこ

とができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の写しの送付等)

第39条 審査会は、第36条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、第36条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該審査請求人等以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒んではならない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第40条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するもの

とする。

(苦情の処理)

第41条 (略)

(実施状況の公表)

第42条 (略)

(他の制度との調整)

第43条 他の法令等(山都町情報公開条例(平成14年山都町条例第3号)を除く。)の規定により、個人情報

 の開示又は訂正等 その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 (略)

(事業者に対する措置)

第44条 町長は、事業者が行う個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう指導又は勧告することができる。

3 町長は、事業者が第1項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由なく応じないとき、又は前項の規定による指導若しくは勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

4 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、

(苦情の処理)

第35条 (略)

(実施状況の公表)

第36条 (略)

(他の制度との調整)

第37条 他の法令等(山都町情報公開条例(平成14年山都町条例第3号)を除く。)の規定により、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条にお

いて同じ。)の開示 、訂正等又は利用停止その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 (略)

当該事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(出資等法人の個人情報保護)

第45条 (略)

(委任)

第46条 (略)

第47条 (略)

第48条 (略)

第49条 (略)

第50条 第35条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 (略)

附 則

(経過措置)

3 第35条第1項の規定にかかわらず、当分の間、山都町個人情報保護審査会を置かないものとし、第3章に規定する不服申立てに関する事務については、上益城情報公開及び個人情報保護審査会設置条例(平成14年上益城広域連合条例第1号)第1条の規定により設置する上益城情報公開及び個人情報保護審査会において処理する。この場合において、第7条第3項、第8条第1項第6号、第12条第2号、第13条第3項、第32条第1項及び第35条第1項中「山都町個人情報保護審査会」とあるのは「上益城情報公開及び個人情報保護審査会」と、第35条第4項中「審査会が必要があると認めたときは」とあるのは「第2項に規定する町の個人情報保護制度に関する重要な事項の審議に係る会議については」と、同条第5項中「個人情報の開示に関し、公正な判断をなし得る識見」とあるの

(出資等法人の個人情報保護)

第38条 (略)

(委任)

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

第43条 (略)

附 則

(経過措置)

は「識見」と、「町長が委嘱」とあるのは「広域連合長が任命」と読み替えるものとする。

4 （略）

5 （略）

(適用除外)

6 第47条及び第48条の規定は、上益城情報公開及び個人情報保護審査会の委員には適用しない。

3 （略）

4 （略）

山都町情報公開条例(平成17年山都町条例第12号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後（案）
(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る公文書に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する部分を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等_____により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報 イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表を目的としているもの ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る公文書に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する部分を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報 イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表を目的としているもの ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分 (3)～(7) (略)	エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分 (3)～(7) (略)
--	--